

マイナンバーカードでの健康保険証利用で 限度額適用認定証の準備が不要になりました！

入院時に受付で
ご提示ください

限度額適用認定証とは？

窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する認定証です

注意点

- ・ 自己負担限度額は1ヶ月(1日から月末まで)の計算です
- ・ 食事代や差額ベッド代は対象外です
- ・ 病院ごとの計算となります
- ・ 通院と入院は別計算となります

自己負担限度額は下記の通りです

70歳未満の方

区分		自己負担限度額
ア	年収約1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ	年収約770万円～約1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ	年収約370万円～約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ	～年収約370万円	57,600円
オ	住民税非課税	35,400円

70歳以上の方

区分	自己負担限度額	
	外来	
現役並み所得Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	
現役並み所得Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	
現役並み所得Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	
一般所得	18,000円	57,600円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※マイナンバーカードでの健康保険証利用が難しい場合は医療情報をオンラインで確認できますので入院時に受付でお申し出ください

ご不明な点がございましたら2階総合受付でお尋ねください
心臓病センター榊原病院 TEL 086-225-7111(代表)